

史料の保存と活用——図書館・博物館そして文書館——

栗山欣也

はじめに

一九九五年（平成七）は、第二次世界大戦終結後五〇年ということで、これを振り返つての催物が、各地・各機関で様々ななかたちで行われた。そして、その後それぞれが、二一世紀へ向けて歩み始めている。

戦後五〇年の間に展開されてきた史料保存・文書館建設運動の成果は、というと、当初の構想より規模が縮小された国立公文書館（昭和四六年七月設立）、議院立法により成立した条文が僅か七か条の公文書館法（昭和六二年法律第一一五号、昭和六三・六・一施行）といつたところである。都道府県の文書館についてみると、文書館機能を備えた博物館・図書館などを含めても二六館で、そのうちの半数は、公文書館法制定以前に設置されている。これらに市町村立館を加えても、日本の文書館は五〇館足らずである。それにひきかえ、古代以来日本が様々な影響を受けてきた中国をみると、人口が日本の一〇倍を超える国とはいえ、この五〇年間に三、五〇〇以上

の文書館（档案館）を設置している。^{〔注1〕}そして、その制度も確立しており、档案事業の行政管理機構として国家档案局が置かれ、専門職員の養成も行われている。その制度のもとにある档案館は、国・公立のものだけではなく、企業・団体・大学などにも設置されている。

文書館とともに、国や地方公共団体の文化を根底で支えているものは、図書館・博物館である。規模や内容はともかく、数だけみれば、日本には文書館の数一〇倍の図書館・博物館があり、都道府県から市町村にいたるまで設置されている。

埼玉県には、県立の機関としての図書館や博物館、そして文書館もある。これらは、いずれも教育局の出先機関として位置づけられ、図書館は生涯学習課、博物館と文書館は文化財保護課が連絡調整課になっている。図書館・博物館は、生涯学習機関（社会教育機関）として法的にも明確にされている。^{〔注2〕}また両館、特に博物館は文化財保存機関としての機能も備えている。文書館には、博物館と同じよう、生涯学習・文化財保存機関としての機能もあるが、これらは文書館機能の一部にしか過ぎない。文書館は、少なくとも埼玉程度

の規模と機能を備えていれば、教育局という枠内におさめておくような機関ではないのである。今後、埼玉県立文書館の在り方について考えていく時、どういう位置づけにしていくかということは、県全体で考えていかなければならない重要な課題である。

図書館・博物館そして文書館は、国や地方公共団体の文化的基盤を形成しているものであり、これらに共通する目的は、「史料の保存と活用」ということである。それも現在のことは言うまでもなく、未来の利用者のために史料を保存していくということで、このことはすでに各館業務に携わる者の共通認識となつてゐる。図書館・博物館と文書館などの基本的なことの一面を窺つてから、それぞれの「保存と活用」に関するこことをいくつかみていくことにする。

一 文書館と図書館・博物館

文書保存の歴史は、二、一〇〇〇年以上昔にさかのぼることができ、利用を前提として文書を保存するようになったのは、一八世紀末のフランス革命以降のことである。^{〔注3〕}しかし日本では、このような文書館は、一九五九年（昭和三四）山口県立山口図書館内に設置された山口県文書館が最初のものである。それから一〇年後、埼玉県立文書館は県立図書館（現県立浦和図書館）を増築して同館の一組織として発足し、一九七五年に条例を制定して独立、一九八三年に現在地に移つてゐる。

近代文書館が発足してから二〇〇年になるが、日本史上の近代社

会にはこの類の文書館は出現していない。山口県文書館が開設されてから約四〇年、日本では利用を前提として文書を保存する文書館の歴史は、この四〇年間ということになる。この間に国立公文書館を設置し、公文書館法は制定されているものの、日本の文書館制度は未だ確立されていないのである。

明治初期以降、日本の文書館の歴史が第二次世界大戦後の約四〇年であるのに対して、図書館・博物館はどちらも一〇〇年以上の歴史をもつてゐる。もつともその多くは、戦後五〇年の間に設立したものである。この歴史の違いが、文書館に対する認識をあいまいなものにしてゐる原因の一つになつてゐる。そして、その背後にあるものは、日本という国の政治さえ左右できるだけの力をもつたもので、それは都道府県から市町村にまで及んでゐる。その力をもつたものが、眞の民主化を阻んでゐるのである。

文書館認識のあいまいなこと、これは博物館概念があいまいなことにもつながつてゐる。埼玉県の場合、県立文書館が置かれているこの現状なども、その一つのあらわれである。

欧米では、広い意味での博物館といふものを、総合博物館・自然系博物館・歴史博物館・美術館・図書館なども含めて捉えてきており、現在では更に広い範囲にわたる概念をもつてゐる。^{〔注4〕}日本でも、同じような捉え方をしているようにみえなくはないが、根本的には全く違つたものである。幕末から明治初期にかけての一部にみられた、日本の近代博物館の未発達段階での概念に近いもの

である。欧米では、図書館・博物館・文書館など、それぞれに法規が整い、制度が確立している。日本でも、図書館・博物館については、制度としては確立しているとはいものの、これらに関連することについての欧米との較差は、非常に大きいのである。それぞれの業務に携わる職員についてみると、欧米では図書館にはライブラリアン、博物館にはキューレター、文書館にはアーキビストなどと、高度な専門教育により養成された職員を配置している。日本でも図書館に司書、博物館に学芸員などが置かれているが、文書館には「無」という状態である。そして、少なくとも学芸業務に携わる者の多くは、キューレターと学芸員が同等のものとは考えていない。養成課程の違いは勿論のこと、ライブラリアン・キューレター・アーキビストなどは、図書館・博物館・文書館などの専門職員であって、それぞれの専門に応じて必要な部門に配置され、その専門業務に従事している。それにひきかえ司書・学芸員は、図書館・博物館の専門的職員であって、多くの場合、専門外の業務もこなしていくしかねばならないのである。その負担は大きなもので、常に専門外の知識も吸収していかなければ、業務に支障をきたすことになる。そのため個人差はあるが、専門的職員は自己研鑽を積むことにより、知的栄養を補っているのが実状である。

文書館の場合、公文書館法には「歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員」（第四条2）を置くものとしている。しかし、専門職員の養成が行われていないため、その特例

には「当分の間（中略）専門職員を置かないことができる」（附則2）とある。そのため文書館には、各自治体任命権者の判断により、現状の中で文書館職員としてふさわしい者を、配置していくべきことになっている。

専門職員の養成については、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）や国立公文書館などで、検討されてきた。図書館・博物館の専門的職員養成の轍を踏みたくないということを、前提の一つとして、養成課程を大学院修士課程程度としている。これまでの検討結果^{〔注5〕}をみると、全史料協^{〔案〕}は、大学・大学院・文書館等職員課程に分け、広範囲に対象を捉えているのに対して、公文書館^{〔案〕}が対象としているのは、当面は都道府県及び政令指定都市の職員である。いずれにしても、短期間ですむことではないし、現在の日本には公文書館法はあるものの、現実にはこの制度が成り立つ素地はないといつてもいいくらいである。現に文書館があつたとしても、それを取り巻く環境は決して良いとはいえないものである。

戦後の史料保存運動では、「文書館法」の制定を目指してきたのであったが、実現したのは「公文書館法」であった。しかもこれは政府提出法案ではなく、議員立法により漸く実現したものである。^{〔注6〕}

公文書館法というように、この法律が対象としているのは「国及び地方公共団体」だけである。それに対して、図書館法（昭和二五年法律第一一八号）・博物館法（昭和二六年法律第二八五号）などには、私立館についても規定されている。またこれら両法は、「社会

教育法（昭和二四年法律第二〇七号）の精神に則り（中略）設置及び運営に関する必要な事項を定めたもので、社会教育法は、「教育基本法（昭和二三年法律第二五三号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的」とした法律である。そして教育基本法は「日本国憲法（昭和二二年五月三日施行）の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育を確立する」ために制定されている。現在の図書館や博物館は、さまざまな問題を抱えているが、図書館法や博物館法は、日本の民主化の根底をなしてきた日本国憲法のもとに制定されていることは明白である。

図書館と博物館は、共に社会教育機関（生涯学習機関）として、密接なかかわりをもつて発達してきた。この両者の発達過程をみると、設置館数の多さはもとより、規模・内容などからいつても、全般的に図書館は博物館より進んでいた点が多かった。戦時中の警察による読書調査など、さまざまな統制のもとにおかれていった図書館は、戦後の民主化が進むなかで、「図書館の中立性」を標榜してきた。図書館法が制定されると、新しい制度のもとでの図書館活動を進め、国民の「知る自由」を保障するために、一九五四年（昭和二九）第七回全国図書館大会で、『図書館の自由に関する宣言』を決議した。その後多少の手は加わっているが、その趣旨は「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする」ということである。この任務

を果すために、資料収集・提供の自由、利用者の秘密を守ること、検閲に反対することなどを掲げている。^{注9} そして「図書館の自由が侵されると、われわれは団結して、あくまで自由を守る」ことを宣言している。この宣言について、日本図書館界で主導的役割を果したのは、埼玉県立図書館（現県立浦和図書館）であつた。^{注10}

図書館法よりおくれて制定された博物館法の内容は、図書館法のそれより少しは進んだものである。図書館法にないものの一つは、調査研究についての規定である。^{注11} 当然のことながら、学芸員が行うことは、博物館資料及び事業に関する専門的、技術的な調査研究で、これと同じようなことは公文書館法でも規定している。^{注12} 図書館法や公文書館法あるいは社会教育法などにはみられず、博物館法を特色づけているものが、博物館の登録についての条項である。この法で定義している博物館とは、登録要件を満たしたもので、都道府県教育委員会の博物館登録原簿に登録を受けた博物館とされている。ここでいう登録要件というのは、博物館資料・学芸員・建物及び土地などを備え、年間一五〇日以上開館するということである。^{注13} このような登録制度について規定していることにより、博物館法は博物館の自由を保障するものとされている。これは、設置者はもとより管理者・管理者などのための自由ではないのである。^{注14}

はいかにも貧弱である。行政機関の活動記録である公文書を保存し、制限はあるが、必要な時に必要なものを公開することは、民

主主義の原則の一つではなかつたのか。民主政治を推進させていくためには、適切な文書管理、そして保存と利用・公開（活用）、そのためには必要な法の制定と制度の確立は、最低限必要なことである。

それによつて、健全で充実した文書の保存と活用が現実のものになり、眞の民主主義が確立していくのである。こういう観点からみるところ、日本はまだ民主主義国への発展途上であり、これを象徴するようなことが時々起きている。現在、厚生省に対してH.I.V（エイズ・ウイルス）に関する資料^{注15}の公開を請求しているH.I.V訴訟など、その一つのあらわれである。少なくとも一〇年前には、適切な処置がされたはすだが、それを怠つたために、厚生省が認めた血液製剤によるエイズ感染者は二、〇〇〇人を超え、既に三〇〇人以上の死亡者を出している。しかもこのままでは、感染者の多くは全治する見込みがないという状態である。国民の基本的人権を守らなければならぬ国^{注16}の行政機関が、企業の利益を優先させたことにより、国民の生命を奪つたのである。なおかつ、この訴訟の原告に対する厚生省の対応は、全く非民主的なものであつて、このようなことも文書館制度が確立していないという現実から起つたことで、こういうところにも民主化を阻む大きな力が働いていることを明らかにしているのである。このようなことは厚生省だけのことではなく、他の省庁も同じような体質であるとすれば、日本の文書館制度を確立させ

ることは、容易なことではない。

二 史料の保存

公文書館法が制定されてから、地方公共団体などでも、公文書等の管理に多少は気を遣うようになつたようである。しかし、文書館制度を確立することがむずかしいような状況の中では、必ずしも適切な文書管理がなされているとはいえない。国政から市町村政にいたるまで、それらは文書によつて運営されているはずであるが、その規範となる『文書（管理）規程』を制定していない市町村もあるということである。それがあつても、その中に文書を保存するための規定がなければ、文書は廃棄されていくことになるのである。

埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（埼史協）の活動をみると、県内市町村の殆どが加盟し、史料保存問題に取り組んでいる。数はまだ少ないが、文書館あるいはその機能を備えた博物館・資料館などを設置しているところは勿論であるが、それ以外の市町村でも、史料を保存していくこと努力し、図書館・資料館などを利用しようとしているところもある。しかし、図書館や資料館などでは、その地域の古文書は収蔵できても、公文書までは収蔵しきれなことがある。ビデオやパソコンなど機器類を導入し、楽しく見せて学習できる展示空間をつくることに重点を置くようになつてきていている。それがと

もすると過度になり、娯楽的要素のみが表面に出で、展示資料がか

すんでしまうことがある。そして、肝心な収蔵庫はつけたり程度のものになり、新設し開館すると同時に、収蔵庫は一杯になつていて、その地域に関する資料は、現在の利用とともに、未来の利用にも役立つものでなければならない。そして、一〇〇年後さらにそれ以降の展示などに利用できるような資料の収集、そのための保存についても考慮していかなければ、博物館・資料館などを建設する意味がないのである。

博物館資料は、人文系あるいは歴史系のものだけをみても、その素材は紙・木・布・皮革・金属・石など多種多様である。それぞれの館で収集する資料によつて異なるであろうが、同一環境で保存することができなければ、資料の素材に応じた保存環境を設定しないければならない。博物館が、素材の異なる資料を収集・保存し、展示その他の事業を実施していくほかに、文書館機能をも備えていふとしたら、学芸員が両方の業務をこなしていくのは簡単なことではない。一つの館で、博物館業務と文書館業務を同時に果たそうとするならば、少なくともそれぞれに必要な施設・設備を整え、担当職員を配置することである。史料のうち古文書だけなら、博物館で扱えるという考え方もある。確かに多くの古文書を収藏している博物館・資料館もあるが、展示を主要事業としているところでは、文書専門の担当者がいなければ、古文書の一般利用はできない状態で

ある。

埼玉県でも、県立博物館は古文書も収集・保存し、展示している。博物館に限らず文書館でも、古文書を展示する場合、数百点から数千点あるいは一万点を超えるような「群」としてのものではなく、一点ごとの「個」としての古文書を収集・保存したとしても、展示に活用するのはそのうちの数点ないし十数点程度である。そして、その古文書群は未整理のままおかれることが多く、それらは死蔵されることになるのである。時には問題になつたこと也有つたが、古文書の収集については、一九七一年（昭和四六）県立博物館の開館以来、このようなことを考慮して、博物館と文書館のどちらに置いたらいいか、両者で協議しながら進めてきた。その史料が、どういう状態で保存され、どういう方法で活用されるか、史料にとつても、利用者にとつても、望ましい方法をとるべきである。そのためには、時に応じて協議していくことが必要である。

埼玉県では、一五、六年位前から、市町村でも博物館・資料館などを建設するところが増えたため、大量にまとまつた古文書を、文書館が収集しなくてもすむようになつた。しかし、前述したような状態の収蔵庫であるとすれば、市町村立博物館等の資料収集は消極的になり、貴重な資料を失うことになりかねない。それを防ぐためにも、博物館・資料館などの建設を進めるなら、それぞれが史料保存利用機関としての機能を備え、それを一層高めていくか、図書館・

博物館などとともに文書館を設置することが必要である。そのようになれば、県立文書館収蔵古文書の多くは、地元に返すことができるのである。これらのうち大部分のものは、文書館が業務を開始した初期の段階である一九七〇年代（昭和四五～五四年頃）に収集（受贈・受託）したものである。これら古文書に限らず、近現代史料のなかにも、文書館で保存してきたために、現在も遺っているというものが少くない。地元に、これらの史料を戻せる条件が整う頃には、図書館・博物館とともに文書館のネットワーク・システムも完成しているであろう。県も市町村も、各館それぞれが、的確な判断により、史料の収集・整理・保存などを、地道に続けていくことが必要である。博物館が収集・保存する資料は、多種多様な素材によるものであるのに対して、図書館や文書館が収集・保存する資料は、主として紙を素材としたものである。また、博物館や文書館の資料は、同じようなものはあつたとしても、だいたいが一つしかないものである。それに対して、図書館資料は博物館・文書館資料を用いたり、個人の体験やその独創力などによって著わされた論文や著書など刊行物が中心になつてゐる。現代社会には、雑誌・書籍など刊行物があふれている。これらすべてを、県や市町村の地方・地域図書館が収集するわけにはいかない。各図書館の収集計画に基づいて集めていくことになるが、先づ考えられることは、利用者である地域住民の要望に応えることである。それと同時に、地域図書館としては、「それぞれの地域に関する資料の収集・提供は、住民に対して負つてい

る責務である」ことを忘れてはいけないのではなかろうか。

最近の新しい図書館も、目新しいものが多く、従来の図書館とは全く違つた雰囲気が満ちてゐる。図書館の中に入ると、明るく広々とした館内を一望できるところもあり、書架に並んでいる本、図書館のものとは思えないような机と椅子、そうかと思うと通路のような所に閲覧用の机が置いてあつたりする。すべてが新しくなり、利便性が自由に利用できる箇所が漸増してくるとともに、書庫の規模が縮小されてきているのである。それにつれて、図書館の専門的職員である司書が、現在の利用に追われて、未来の利用者のために遺す資料を選別し、複本収集などにより保存を図ることを怠つたとしたら、図書館本来の使命を、更に「図書館の自由」を自らが放棄したことになる。

図書館に司書がいなくなつたとしたら、それは図書館とは名ばかりのものになつてしまふのである。埼玉県のことではないが、このようなことが、現実に起つてゐたのである。東京一三三区には、区立図書館が一〇〇館近くあるが、各区では大分前から司書の新規採用をしていなかつた。^(注19)図書館には、事務職として採用した職員を配置していたのである。これは、設置者により、意図的に行われたことであつた。博物館法でいう博物館には、登録を義務づけている。このことは、設置者や管理者の恣意的な博物館運営に、歯止めをかけているということである。図書館法には、それに相当する条項は見

当らない。しかもこの法には、公立図書館に司書を置かなければならぬといふ条項もない。図書館に専門的職員を置くかどうかは、それを設置する「地方公共団体の教育委員会が必要と認める」^(注20)かどうかにかかっている。博物館法では、制限している設置・管理者の恣意的運営が、ここでは罷り通っているのである。設置者が、図書館に司書を置くかどうかということは、図書館を文化施設とみるか、娯楽施設とみるかということと同じである。東京二三区の教育委員会は、こそつて区立図書館は文化施設であることを否定し、まして史料保存利用機関ではないことを表明したようなものである。

図書館・博物館は、文書館とともに、利用を前提として資料を保存する史料保存利用機関である。保存は、収集によつて始まるものである。図書館・博物館の資料収集は、それぞれ各館の特性に応じた計画を立て、それに基づいて実施している。文書館の場合、公共機関はもとより、企業・団体・大学などの付属施設でも、法規が整備され、その制度が確立していれば、それぞれの業務を遂行してゆくために、作成・収受した文書のうち保存さるべきものは、必然的に文書館に収納され、保存されていくことになる。ここにみられる文書の一連の流れを、文書のライフサイクルといい、この概念は文書管理の基本となるものである。文書は、その作成段階からの管理が必要で、それが適切に行われることによって、未来へ伝える史料の保存をはかることができるるのである。

アメリカでは、一七七五年（安永四）独立戦争前後から、連邦政府の文書は重要視され保存されてきているが、文書保存について立法化されたのは一八一〇年（文化七）のことで、公文書保管所設置のための第一国立文書館法が制定された^(注21)。その後、幾多の変遷を経て、一九三〇年（昭和五）国立公文書館の建設が議会で認められ、翌年から建設工事が進むなかで、一九三四年に第二国立文書館法が制定された。これは、公文書館の機能を総括的に規定した最初の法律で、「合衆国連邦政府のどの部局からも独立した国立公文書保管施設の長官としての合衆国公文書総管理官の官職を創設」^(注22)している。この法が運用されてゆくことにより、文書のライフサイクル概念が形づくられてゆき、一九三四四年記録処分法の全面的改正によつて、具体的なかたちで現われ、それ以降の文書管理の基本理論を形成してきているのである。アメリカの文書館制度が、しっかりと根付いたものになつているのも、文書保存の歴史と、この間に養成されてきた文書館専門職員としてのアーキビストの存在、そして何よりも国立公文書館を「合衆国連邦政府のどの部局からも独立した国立公文書保管施設」として位置づけてきたことによるものである。

文書館で保存について考える場面、問題になるのは紙の保存性といふことで、どこでも深刻な状況におかれている。和紙、洋紙の別なく、環境によりあるいは利用により、劣化・損傷してゆく史料に直面しながらの業務は、耐え難いものである。埼玉でも、修理・修復などある程度のこととは実施しているが、行政文書の大部分を占め

る酸性紙についての対策は、これまで全くとられてこなかつた。この酸性紙の劣化状況を調べるだけでも、一大事業である。これに對処してゆくためには、担当者それぞれが史料全体を把握し、適切な判断ができるようにしておかなければならぬ。史料の状況を把握し、適切な判断のもとに、保存について考えてゆくことは、博物館の学芸員や図書館の司書にとつても必要なことである。

三 史料の活用

文書館の利用者は、図書館や博物館などのそれとは違つて、調査研究を目的とする一部の者に限られていたこともあつた。かつては研究者のためにあるのが、文書館であると考へる者もいたようである。しかし、大分前から、このようには考へなくなつてゐる。むしろ誰もが利用できるようになると、展示で史料を紹介したり、古文書・行政文書・地図などを教材にして、講座を開催することにより、文書館で閲覧できる史料について、知つてもらうようにしてゐる。図書館や博物館と同じように、文書館もその機能の一つとして、地域学習・歴史学習のための生涯学習機関としての役割を果してゐる。

文書館の史料は、図書館と同様、閲覧というかたちで利用に供されるが、それは一つしかないものであることを、常に認識してもらわねばならない。また、同じように一つしかないものでも、博物館では多くの場合、展示ケースのガラスを通して見せるのに対しても、文書館ではあくまでも閲覧室での利用が中心である。そのため、史

料の取り扱い方には、充分注意しておかなければならぬ。

図書館・博物館・文書館のうち、地域住民にとって一番身近かにあるのが図書館である。地域図書館の図書館奉仕は、まず住民に対するサービスで、その要望に応じて活動してゆくことになる。〔注23〕住民の要望は、時代とともに変わり、図書館は常に新しいサービスを要求されている。しかし、資料の提供・分類排列と目録整備・レファレンスサービス・相互貸借等の図書館奉仕は、変わるものではなく、これらの規定に基づいた、多彩な図書館活動を展開していくことになるのである。

図書館資料は、文字で表現したものだけではなく、映像・音声などの表現媒体を取り入れたものもある。〔注24〕そのうえ、CD-ROMなど電子出版物も、図書館で扱うようになつてきている。図書館資料の範囲は広くなり、その種類も増え、点数も多くなつてきている。これらを整理し保存して、層の広い利用者に対応してゆくために、図書館職員には多大な能力が要求される。整理・保存に必要な技術的・専門的知識、多様な利用に対応するための広い一般的教養などが必要とされているのである。現状では、学芸員が業務を遂行してゆくため、自己研鑽を積んでいるように、司書もそれに努めなければならないであろう。

東京都には、司書のいない図書館が多数設置されていることは前述したが、そこに配属された職員は、図書館職員として最大限の努力をしていることは、窺い知ることができる。しかし、司書を採用

しなかつた東京二三区教育委員会が、図書館活動を制限することは、ありうることである。極端な例えかも知れないが、公立図書館が本の貸出しだけを業務とするようになつたら、利用者がいくら多くても、それは間接的に料金をとつてゐる貸本屋であり、利用者がいなくなれば、本の倉庫になつてしまふのである。図書館としての本質がどうであろうと、目新しさ、上辺の華やかさ、便利さだけで、満足してしまふ住民も少なくない。法や制度の不備を是正してゆくことは、何よりも必要なことであるが、それと共に図書館の専門的職員として従事している司書それぞれが、現状をどの程度に認識し、どのように対処しているかが問題である。これは、一館あるいは一地域だけのことではなく、図書館界全体の問題として捉えていかなければならないことである。延いては博物館や文書館など、史料保存利用機関全体の問題として対処していく必要もあるのではないだろうか。

図書館・文書館は、閲覧業務を主要事業としており、展示は、それが常設的なものであつても、副次的な事業である。それに対して、博物館では展示が主要事業であつて、副次的な事業として、参考図書等の閲覧がある。博物館の展示は、常設展が中心となるもので、設置者である自治体の歴史や文化・自然、その他地域に関するのとを、伝世品や関連する資料により、時代やテーマごとに展示を構成している。多くの博物館では、常設展のほかに、特別展・企画展を実施している。特別展は、常設展では取り上げていないテーマ、展

示していない他地域の資料などを中心にして、特定のテーマにより実施する展示である。また企画展は、学界で問題になつてること、歴史的発見などの中から取り上げたテーマに基づき、問題提起をするような展示である。特別展と企画展は、このように使い分けができると思うのであるが、実際に使われているものをみても、明確に使い分けているところは少ないようである。

博物館資料の活用は、一般的には、見せること・手を触れさせないことを原則としている。一九七〇年（昭和四五）頃から、体験学習と称して、見せるだけの博物館から、手で触れられる博物館へと変ってきたところもあつたが、手に取ることができたのは、複製資料であった。そのため、複製資料の重さ・質感などを、实物資料に近いものにしようとしたが、同じ材料を使っても、時代を経た古い物と、新しいものとの差は歴然としていた。展示ケースのガラス越しに見る時、实物資料以上に迫力のある複製資料に出会うこともあるが、これは見た目の感じだけだったのであろうか。

博物館は、展示のほかにも、さまざまな事業を実施しているが、博物館活動の基本となつてゐるものは、博物館資料である。博物館の各種事業は、博物館資料に関する専門的・技術的な調査研究と、保存・展示等に関する技術的研究によつて成り立つものである。そして何よりも、学芸員の博物館活動は、「国民の実生活の向上」に役立つものでなければならないのである。

図書館・博物館資料は、閲覧あるいは展示というかたちで、一般

利用者に提供される。文書館の場合、同じように閲覧室で利用し、展示室で見ることもあるが、これがすべてではない。県立文書館に収蔵されている行政文書は、県の行政を進めてゆく課程で、作成・收受されたものであるから、県民の権利・義務に係るもののが少なくない。その権利に係る文書は、それを擁護するために、一般には公開できないこともある。古い文書でも、法的に効力があるものは、証拠資料として使われることがある。県の行政文書は、県民の生活に係わる記録であり、県政の歩みを示す基本的な史料になるものである。

蓄積された行政文書は、ある程度の年月を経過すると、歴史研究のための史料として活用されるようになるが、これらには県政を進めていくために役立つ情報を、保有しているものも少くないのである。実際に、完結後二〇～三〇年経過した文書でも、日常的に使われているし、戦前の文書、それも明治期の文書が利用されることもある。このようなことは、県庁内部だけのことではなく、県内の市町村が利用する場合もある。土木関係あるいは土地問題に関する文書は、公私共に古い文書が利用される。この場合は、戦後の文書も使われるが、明治・大正期の文書が利用されることが多く、まれにではあるが、江戸時代の文書にまさかのぼって調べなければならぬことがある。明治期の文書をみると、江戸時代の村方文書を添えなければ、証拠資料としては通用しないのではないかと思うことも少なくないのである。

このように利用されている行政文書と中・近世の古文書を、別々にして保存してはどうかと言われことがある。これらを分けて保存するためには、文書館をもう一つ設置する必要がある。古文書館と公文書館とでもして、今まで一機関でやつてきたことを、二つに分けても、それぞれが利用できる史料を年々増やしてゆくために、従来通り史料の整理と目録作成などを続けてゆくことが、古文書と行政文書を分けて保存するための最低条件である。いつのことになるか全くわからない状態であるが、古文書はいずれそれぞれの市町村で保存・活用されるようになるであろう。市町村で、文書館を設置することは大変なことであるが、図書館でも資料館でも新設する場合には、文書館機能を備えたものを設置するよう、少なくとも、収蔵庫・書庫などは十分に広くとることについて、県が働きかけていくことも必要である。

このような状況におかれている中で、県立文書館は古文書と行政文書を保存し、それらの大部分は、閲覧室で利用されている。三五万点程の古文書は、埼玉県内に伝存したもの的一部分ではあるが、県内九二市町村の半分以上に係わっている。埼玉県の中・近世から近・現代にかけての史料が、一か所で利用できることは、それだけでも大きな意義がある。現在の埼玉県立文書館にとって、古文書の扱いをめぐる問題などは、小さなことである。それより、県立文書館自体の処遇について、どこからも全く問題にされていないことの方が多いに大きな問題である。この建物ができてから一三年経

このように利用されている行政文書と中・近世の古文書を、別々にして保存してはどうかと言われことがある。これらを分けて保存するためには、文書館をもう一つ設置する必要がある。古文書館と公文書館とでもして、今まで一機関でやつてきたことを、二つに分けても、それぞれが利用できる史料を年々増やしてゆくために、従来通り史料の整理と目録作成などを続けてゆくことが、古文書と行政文書を分けて保存するための最低条件である。いつのことになるか全くわからない状態であるが、古文書はいずれそれぞれの市町村で保存・活用されるようになるであろう。市町村で、文書館を設置することは大変なことであるが、図書館でも資料館でも新設する場合には、文書館機能を備えたものを設置するよう、少なくとも、収蔵庫・書庫などは十分に広くとることについて、県が働きかけていくことも必要である。

過し、いろいろな面で、改善してゆかなければならぬ時期にきている。この際、施設・設備の面だけでなく、組織についても思ひきつた大改革をする必要があるのでないだろうか。

おわりに

埼玉県という狭い地域の、それも県立文書館というより小さな空間にいて、埼玉県内のこととも充分に認識できないような状態で考えてみたことである。

埼玉県立文書館は、日本ではかなり早い時期に設置され、史料保

存利用機関のなかでも、先駆的な役割を果たしてきたことは確かである。しかし、一九六九年（昭和四四）開設以来の二七年余を振り返つてみると、いろいろ思い起こされることがある。なかでも一痛恨事として、特に気になつてゐることは、文書館業務を遂行するためには相応しい専門職員が、育成されてこなかつたということである。文書館専門職員の養成制度も養成機関もないからこそ、実際の業務を通して、専門職員を育成するような努力と、それが叶うような職員配置が必要だったと思うのだが、このようなことについての配慮は、全くなされていなかつたとしか思えないものである。また、日頃常に感じていたことの一つとして、文書の量をもつと減らせるのではないかということがある。毎日大量の文書が作成されているが、それらがすべて必要なもののかどうか、文書事務を全面的に見直すことにより、無駄を省くとともに、文書の保存と廃棄ということ

についても改めて考えてみることも必要ではないだろうか。さらに総務部文書課との関係をみると、そこに埼玉県立文書館が直面する限界の一つがある。文書館が県の文書を扱う場合、文書課を通してのみできることであつて、文書課を越えることは勿論、対等にいうわけにもいかないのである。しかも、文書課職員と文書館職員との、「保存」ということについての認識の違いは、いつも問題になることである。県職員も、県民も利用するということを前提とした「保存」という、同じ認識のもとに業務が進められなければ、健全で充実した文書管理ができないのである。

文書館をとりまく状況はどうかということ、必ずしも良いとは言えないので、図書館・博物館についても同じようなことが言えるかも知れないが、文書館についての認識は、図書館・博物館ほどのものではないようである。しかし、これら三館が独立して設置されていることは、県外からみると、埼玉県が文化先進県であることの拠り所となつてゐるのである。不況が続くなかでも、他県には見られない数の機関が、それぞれに何とかその機能を發揮し、それぞれの業務を全うしている。こういう状況のなかで、文書館に対する正しい認識とふさわしい位置づけについて、考慮されるようになる時も近いことを信じたいものである。

国際化の時代と言われるようになつてから、だいぶ年月もたつてゐる。国際交流も、盛んに行われている。しかし、外国のことはよく知つても、自國のこと、自分の郷土のことについて、正確な

知識をもたない国際人と称する者が、思いのほか多いのである。自分の身近かにある図書館・博物館そして文書館を利用していないからである。外国語、外国のことについて精通しているというだけで、自分の生れ育った国、郷土について、全く知らない人にも、誇りをもつて紹介できるようではなければ、国際的に通用しないのである。埼玉県には、図書館も博物館も、それに文書館もある。これらを、充分に活用していくことが必要であり、文書館職員としては、いつでも誰にでも対応できるようにしておかなければならないのである。

ことで図書館法や博物館法、文化財としての史料も扱っていることから、文化財保護法なども並列的に出すべきである。これだけ並べても、文書館のことについては、たった七か条の『公文書館法』にも及ばないのではないか。

注3 ジャン・ファヴィエ『文書館』(永尾信之訳、白水社、一九七一年一月)三五頁

注4 西野嘉章『博物館学——フランスの文化と戦略』(東京大学出版会、一九九五年一月)五〇六頁

注5 『図書館法』(昭和二五年法律第一二八号)第一章 総則の「司書及び司書補」についての条項

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

『博物館法』(昭和二六年法律第二八五号)第一章 総則の「館長、学芸員その他の職員」についての条項

第四条 3 博物館に専門的職員として学芸員を置く。

注6 全史料協の検討結果
『アーキビスト養成制度の実現に向けて——全史料協専門職問題特別委員会報告書』(一九九一年一〇月一〇日)

『アーキビスト制度への提言——第二次専門職問題特別委員会報告書』(一九九五年二月一八日)

国立公文書館の検討結果

『公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会報告書』(一九九三年六月二二日)

この年一一月に『公文書館における専門職員の養成機関等に関する研究会』を設置した。その検討結果は、一九九五年六月一日の公文書館長会議(都道府県二六、政令指定都市五、計三館)で提示された。

注7 岩上二郎『公文書館への道』(共同編集室、一九九八年)
著者は法案の提出者。第一部・第二部をみると、あちこちに厚

い壁があり、関係各省庁も消極的であったことがわかる。

第一部 「公文書館法」成立（一五〇・五八頁）

第二部 活動のなかから（六一〇・一二〇頁）

注8 『図書館法』・『博物館法』の第一条「この法律の目的」

この条項で、両方に多少の違いがある。

図書館法 「（）発展を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。」

博物館法 「（）発展を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。」

注9 一九七九年五月三〇日、日本図書館協会の総会で決議した『図書館の自由に関する宣言』。

翌年六月四日の日図協総会で、この『宣言』で示された「図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範」として、『図書館員の倫理綱領』を決議している。

注10 『埼玉県立浦和図書館五〇年誌』（同館編・刊 一九七二年）

五〇・五一頁
『近代日本図書館の歩み・本編』（日本図書館協会編・刊 一

九九三年）一八頁

一九五二年一月埼玉県図書館大会で、図書館の中立性を守るために、「日本図書館憲章制定促進について」決議した。これがきっかけとなり、「図書館の自由に関する宣言」へと展開されていった。

注11 第三条（4）博物館法第一章 総則の「博物館の事業」についての条項

第三条（4）博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと

（5）博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと
と
学芸員の業務については、「館長、学芸員その他の職員」の条項

第四条 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

注12 『公文書館法』（昭和六二年法律第一一五号）の「公文書館」についての条項

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

注13 『博物館法』第二章 登録の「登録要件の審査」についての条項、第十二条で規定していることで、都道府県の教育委員会が登録申請について、審査する時の要件

この法が定義する博物館としての必要事項は、(1)博物館資料があること (2)学芸員その他の職員を有すること (3)建物及び土地があること、そして(4)一年を通じて一五〇日以上開館すること。

注14 伊藤寿朗『市民のなかの博物館』（吉川弘文館、一九九三年四月）一八〇頁

一九九六年（平成八）二月九日の朝刊各紙に、この資料が厚生省の書庫内ロッカーから出てきたことが掲載されている。

これは「エイズが血液感染する可能性を示した一九八三年当時の決定的な資料」（毎日新聞社説・九六・一一・一二）であって、この資料にもとづき適切な処置をとつていれば、被害者は出なかつたはずである。

注16 埼史協の調査による。埼史協では、一九八七年三月に調査報告書『地域文書館の設立に向けて』を刊行して以来、市町村の担当職員を中心に史料保存についての調査、研究討議を行ってきている。

注17 県内市町村で初めに文書館業務を行つたのは、八潮市立資料館（一九八九年一一月開館）。最初の文書館は久喜市公文書館（一九九三年一〇月開館）。文書館機能をもつた博物館としては入間市立博物館（一九九五年一一月開館）。そのほか戸田、飯能など

でも、それに近い業務を行つてゐる。

注18 日本国書館協会図書政策特別委員会編「公立図書館の任務と目標」四四条

注19 「（前略）二三区は一九七五年以降、司書の新規採用をしておらず、九二年に定年退職した職員を最後に司書がいない状態が続いてきた。特別区長会は昨年秋、人事制度の見直しで「畜産」や「司書」などいくつかの職種を「現員がいない」ことを理由に新年度から廃止を提言し、これに対して図書館問題研究会は司書職種の存続と司書採用について要請書を昨年末に提出した。（後略）。特別区の図書館一九三館。図書館業務に携わる事務職一二四五一人（らんだむ批評「司書の役割は大きいのに」・『毎日新聞』夕刊一九九六年三月八日）

注20 『図書館法』第二章 公立図書館の「職員」についての条項

注21 第一三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

ただし国の補助金の交付を受ける地方公共団体の場合は、同条3に、その「地方公共団体が設置する公立図書館の館長となる者は、司書となる資格を有する者でなければならぬ」とされてゐる。

注22 金井 圓「『古文書研究』第二号（一九六九年）六一頁

注23 金井 圓「前掲書」六二一六三頁

注24 『博物館法』第一章 総則の「博物館の事業」の条項
注25 『博物館法』第三条第一号に、図書館資料として、美術品・レコード・フィルム・視覚聴覚教育の資料などもあげている。
第三条2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助しうるようにも留意しなければならない。

むね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

として、一 資料の提供、二 目録の整備、三 レファレンス・サービス等八項目を掲げてゐる。

『博物館法』第一章 総則の「博物館の事業」の条項
注24 『博物館法』第三条第一号に、図書館資料として、美術品・レコード・フィルム・視覚聴覚教育の資料などもあげている。

第三条2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助しうるようにも留意しなければならない。